

グローバル・タックス・サテライト

国際部員が見たベトナムの税務事情

国際部委員 平山幸保

第5回 ベトナム

ベトナムの税理士制度

4月9日から13日まで、東京税理士会のベトナム税制等研究視察に参加させていただきました。私個人としては初めてのベトナム訪問でしたが、内容は充実したものでした。全体としての報告は近々発表されますので、詳しい内容は、そちらを見ていただくとして、今回は、ベトナムの税理士制度についてレポートさせていただきます。

1. ベトナムの概要

正式名称 ベトナム社会主義共和国
(Social Republic of Vietnam)
独立 1945年9月2日
国土面積 約33万km² (日本の88%)
人口 8,932万人 (日本の69%)
民族 キン族が約9割、その他53の少数民族
首都 ハノイ (650万人) 経済の中心はホーチミン (740万人)
一人あたりGDP 1,374ドル
(日本は45,920ドル)
GDP成長率 約5%
国土面積が日本に近く、南北に細長いという国土の形状も日本に近いものがあります。

2. ベトナムの近代史

1887年 フランスによる植民地化
1945年 ベトナム独立宣言・南北に分裂
1975年 ベトナム戦争終結、南北統一
1986年 ドイモイ(経済開放)政策導入
1995年 ASEAN加盟、アメリカとの国交回復
2007年 WTO加盟
2009年 日越EPA(自由貿易協定)発効

1975年まで戦争が続いており、その後の1986年のドイモイ政策の導入をきっかけに対外投資を呼び込み、経済発展をしていくようになりました。そういう意味では、ベトナムの経済発展はまだ30年ほどしかたっていないこととなります。WTO加盟が最近ということもあり、発展の道半ばという段階でしょう。

3. ベトナムの人口構成

ベトナムの人口は8,932万人で増加の傾向にあります。人口ピラミッドもほぼ綺麗なピラミッド形状になっていますが10歳以下の人口は少し凹んでおり、長期的には少子化の懸念もあります。平均年齢は30歳で、日本の45歳と比べると対照的です。実際に街を歩いていても若い人が多いです。

4. ベトナムの地理

ベトナムは、南北に細長い形をしており、北は中国、東、南は南シナ海、西はラオス・カンボジアと接しています。地図を見ると、ベトナムは東南アジア地域の中心に位置しています。

ホーチミンから各国への所要時間は、タイ・カンボジアが1時間、シンガポール・マレーシア・インドネシア・フィリピン・ミャンマー・香港が2時間と、東南アジアであれば全て飛行機で2時間圏内です。また、南北に長く海に面しているため、港湾も多く、物流も簡単です。更には、ベトナム中部の都市ダナンからラオス、タイ、ミャンマーと続く東西回廊という高規格道路の建設も始まっており、東南アジア各国へのアクセスは、人、モノとも良好です。

5. ベトナムの税理士制度の創設

ベトナムでは、1986年のドイモイ以降、社会主義体制下での資本主義経済を導入したことにより、1990年代に入ってから税制が整備されるようになりました。2004年より法人の自主申告納税方式を試し、2007年より全国に適用しました。これに伴い、税務管理法第20条に税務関連の手続きサービスを提供する組織について規定が置かれ、2008年4月3日に通達No28が出され、税理士制度の詳細を定めることにより、ベトナムに税理士制度が創設されました。

6. ベトナムの税理士制度の概要

- (1) 税務管理法第20条により、税理士は、納税者と契約を結ぶことにより、税務手続きを行うと共に、納税者の権利を守ることが定められています。具体的には以下の職務を行うこととされています。
- ①納税者のために、税務代理業務。
 - ②税の減免、還付の申請のために資料を取りまとめ、減免額、還付額について記述し、これらの資料を税務当局に提出します。
- (2) 税理士としてサービスを提供するにはライセンスが必要で、そのためには、2人以上の税理士資格保有者で法人を設立し、登録をします。(個人事務所は認められていません)

(3) 税理士登録数

時期	2011年8月	2012年4月	2012年12月	2013年9月	2014年4月
法人数	78法人	83法人	105法人	129法人	158法人

2015年目標3,000法人

(4) 税理士試験状況

開催年	受験者数	資格付与合格者数	合格率
2009	1,854	456	25%
2010	1,563	229	15%
2011	1,395	261	18%
2012	1,015	103	10%
		計1,049	

2013~2014年の試験は、2014年第四半期に行う予定。

2014年3月30日現在の、税理士1,813人

内訳 試験合格者：1,049人

試験2科目免除者：764人

7. ベトナムの税理士制度の問題点

- (1) 法律的に税理士に認められているのは、①税務書類の作成と、②税務代理(調査立会いを含む)の2つだけです。
- (2) 税務相談の権限は、監査法により会計士に認められ、税理士には認められていません。
- (3) 記帳代行、記帳指導の権限についても、会計士法により会計士に認められ、税理士には認められていません。
- (4) 税務書類の作成については、税務書類に税理士署名欄があり、ここに署名することにより、法的な効果が税理士に帰属することとされています。会計士の多くはこの欄に署名しないことにより、税務管理法違反とならないよう法的効果の帰属を回避しています。つまり、会計士が税理士登録をすることなく、税理士のみ認められた税務書類作成の業務を脱法的に行っているのが現状ということです。
- (5) 調査立会いを始めとする税務代理については、以下の理由によりほとんど機能していません。
- ①税務職員がそもそも税理士制度を認識していま

せん。

- ②社会主義国及び発展途上国に多い、官尊民卑の発想が著しく、税理士を税務当局の対等なパートナーと考える土壌が政府職員に欠如しています。
- ③納税者に対して強い立場にある税務職員は、税理士が介入してくることを嫌い、調査立会いを認めようとしません。(元々、法律と実態が異なることが多くアンダーテーブル、所謂、賄賂で処理される部分があるため、税理士が調査に立会わないというより、税務書類に署名しないのがほとんどです)
- (6) 国民に納税意識を含めたコンプライアンスの概念がまだ根付いていないため、税理士サービスを利用しようという発想がほとんどありません。
- (7) 税理士会への登録が任意とされているため、税理士の一部しか税理士会に登録していません。というより、ほとんどの税理士は小規模で、税理士業務からの売上は低く、他のコンサルタント業務等で売上を上げるしかありません。

8. 税理士制度の発展計画

2014年3月3日にベトナム財務省は、2020年までの税理士制度発展計画の承認に関する決定を制定しました。

- (1) 税理士の活動に関わる法律整備に関する解決策
- ①現行の通達の改正、追加。
 - ②政府政令の制定による、税理士法制定の準備。
- (2) 税理士の活動に対する国家管理整備に関する解決策
- ①税務当局による税理士の業務活動の管理機能・職務規定の明確化。
 - ②税理士に対する管理活動の税理士会への段階的な移行。
- (3) 税理士の活動能力向上に関する解決策
- ①税理士に対する職務知識の年次研修・教育訓練。
 - ②税務当局と税理士のホームページの構築。
 - ③税理士の職業道徳規則の制定。

9. ベトナム税理士会と日税連が友好協定を締結

ベトナム税理士会(グエン・ティ・クック会長)は、2009年に、AOTCA(アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会)の正規加盟団体としての入会が承認され、日税連をはじめとするアジア諸国の税務専門家団体との交流にも積極的に取り組んでいます。こうしたなか、2010年11月26日、オーストラリア、シドニーでベトナム税理士会と日税連の友好協定が締結されました。これは、2009年のAOTCAムンバイ会議時の合意に基づくもので、両国の税制、税務行政、税務専門家制度等に関する情報や税務専門家に関する経験と知識の交換を通じ、両会間のさらなる理解と協力を深めることを目的としています。

10. 終わりに(ベトナム税理士制度発展のために必要なこと)

ベトナムの税理士制度が発展する為には、まず、税理士法を制定することが必要だと思います。その中で、①税理士の税理士会への登録を強制加入とすること。②税務代理、税務書類の作成、税務相談の全ての業務を税理士に認めること。③会計士が税理士業務をする場合には税理士登録させること等、日本の税理士制度の良い所を参考にいただければと思います。